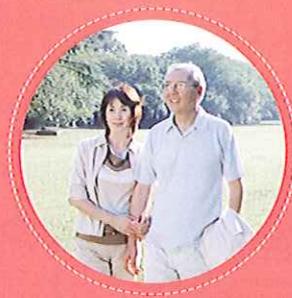


# 「シルバー派遣」を 考えてみませんか。



公益社団法人三重県シルバー人材センター連合会では、  
シルバー会員の就業機会の拡大を図るため、「シルバー派遣事業」を行っています。  
皆様の職場を支える人材パワーとして、シルバー会員の力を活用しませんか。

\*シルバー派遣事業とは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき公益社団法人シルバー人材センター連合会が一般労働者派遣事業として実施します。  
具体的な事務は、連合会会員である各市町のシルバー人材センター（実施事務所）が行います。

## シルバー派遣の特色

- ◆ 派遣するシルバー会員の長い経験に裏打ちされた技能、知識が活用できます。
- ◆ 「請負・委任」と異なり、事業所の指揮命令の下で働きます。
- ◆ 労災保険が適用されます。（シルバー連合会が適用事業主）  
社会保険、雇用保険は、適用されない範囲での働き方になります。

## こんな仕事に派遣します。

- ◆ 臨時短期的な就業（概ね月10日以内のもの）
- ◆ 軽易な業務（週20時間未満のもの）  
\*上記は、シルバー派遣労働者1人当たりの就業形態であり、交替制を取り入れるなどすればフル操業の労働者確保が可能です。
- ◆ 就業分野は問いませんが、法律で港湾輸送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療分野の業務や高齢者の就業であることから危険、有害な業務については、派遣ができません。

## 「請負・委任」のお仕事もお受けしています。

雇用や人材派遣と異なり、請負・委任によってシルバー人材センターがお仕事をお受けする仕組みです。

- ◆ 仕事は、センターが責任を持って完成又は遂行します。
- ◆ 会員の就業につきましては、すべてセンターが取り仕切ります。事業所の他の従業員と混在して就業することや事業所からの指揮命令下で就業する仕事は、シルバー派遣での対応となります。
- ◆ 会員の就業は、雇用によるものではありませんので、万一事故が発生したときは、シルバー保険で対応します。  
（労災保険は適用されません。）
- ◆ 高齢者であることから、会員の安全就業には十分配慮いたします。  
危険、有害な仕事、損害賠償が多額となることが見込まれるお仕事はお受けできません。